１．件　名：玄海原子力発電所及び川内原子力発電所設置変更許可申請（標準応答スペクトル[1]の規制への取り入れ）に係る資料提出

２．日　時：令和５年９月２２日　１３時００分～１３時０５分

３．場　所：原子力規制庁　１０階会議室

４．出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

熊谷主任安全審査官、藤原主任安全審査官

九週電力株式会社：東京支社　原子力グループ　担当

５．要　旨

（１）九州電力株式会社から、玄海原子力発電所及び川内原子力発電所の設置変更許可申請（標準応答スペクトルの規制への取り入れ）に係る資料が提出された。

６．その他

提出資料：

（１）玄海原子力発電所３号炉及び４号炉　発電用原子炉設置変更許可申請の概要（標準応答スペクトルの規制への取入れに伴う変更）

（２）川内原子力発電所１号炉及び２号炉　発電用原子炉設置変更許可申請の概要（標準応答スペクトルの規制への取入れに伴う変更）

（３）川内原子力発電所１号機及び２号機　玄海原子力発電所３号機及び４号機　弾性設計用地震動 Sd の設定の考え方について

以上

---

[1] 「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果において「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」として取りまとめた標準応答スペクトルをいう。